

B E L S 評価料金減免のお知らせ

当社は、平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業の補助金交付決定を受け、対象期間中、下記の通り B E L S 評価料金の減免を実施致します。（但し期間中であっても減免適用の総額が予定額に達した時点で、減免の実施を終了致します。ご了承ください。）

□対象期間等

平成 29 年 8 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日までに評価申請が行われ、平成 30 年 2 月 15 日までに評価書が発行されるものが対象となります。

ただし、次に該当するものは対象外となりますのでご注意ください。

- A 省エネ適合性判定の対象となるもの
- B 評価料・審査料に対して、本事業とは別に他の国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるもの
- C B E L S 評価書いずれかの取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるもの

<補助事業の例>

既存建築物省エネ化推進事業、地域型住宅グリーン化事業、サステナブル建築物等先導事業、省エネルギー投資促進に向けた支援事業、住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業、業務用施設等における省 CO2 促進事業、賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業

- D 変更申請に係るもの

□減免額

B E L S 評価業務料金から、以下の額を減じた額を評価料金とします。（BELS 評価書の再交付や BELS プレートの交付に係る費用は減免の対象となりませんのでご注意ください。）

一戸建ての住宅	単独申請の場合	27,000 円
	併願申請の場合	9,000 円

□申請時の注意点

申請時に、上記 B 及び C に該当しないことを示す覚書（要押印）をご提出いただきます。

（申請書ダウンロードページよりご利用ください。）

また、1 申請者様当たり、弊社 1 支店につき、5 件まで減免の適用が可能です。